

コンビニ交付サービスの証明発行サーバに係る共通化の検討 (関係府省庁ヒアリング資料)



令和 8 年 7 月 31 日

総務省自治行政局デジタル基盤推進室

自治体情報システムの標準化

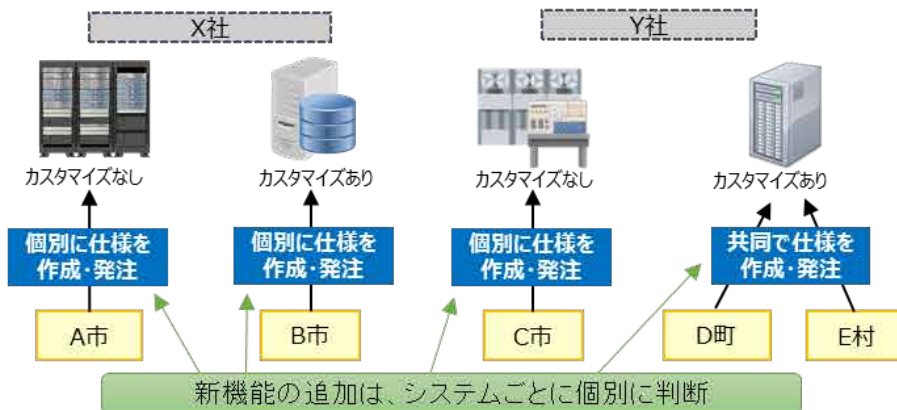
標準化の概要

- **自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、**
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、**自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい**
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、**クラウド利用が円滑に進まない**
 - ・住民サービスを向上させる**最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい** 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、**地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」**が令和3年に成立。

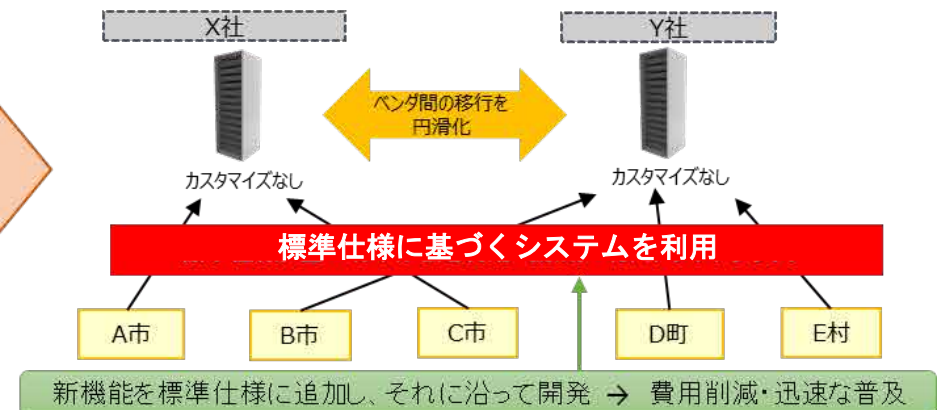
※ 20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】

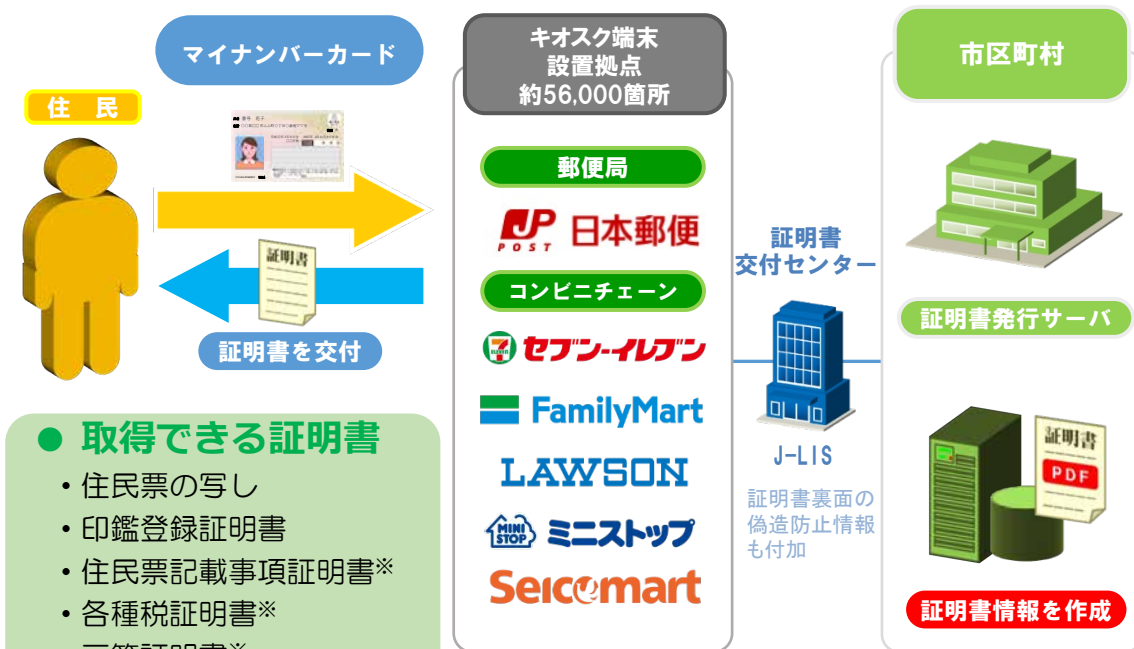


【標準化後】



コンビニ交付サービスの概要

	導入団体	対象人口
令和8年7月15日時点	1, 384	11, 941万人



- 取得できる証明書**
- ・住民票の写し
 - ・印鑑登録証明書
 - ・住民票記載事項証明書※
 - ・各種税証明書※
 - ・戸籍証明書※
 - ・戸籍の附票の写し※
 - ・罹災証明書※
- ※対応しない市町村もあり。

※このほか、スーパーマーケット、ドラッグストア、庁舎などに設置

導入のメリット

- ・住民の利便性向上
- ・窓口業務の負担軽減
- ・証明書交付事務コストの低減

年度別交付通数

種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住民票	4,100,191	7,078,939	10,572,144	15,300,371	17,129,178	19,551,119	5,877,802
住記載	51,625	96,150	161,022	248,270	286,754	334,221	99,525
印鑑	2,984,766	4,795,784	7,028,049	10,687,923	12,173,744	13,683,022	3,886,022
税	530,124	976,462	1,474,902	2,146,003	2,679,033	3,126,610	1,187,111
戸籍	493,285	940,863	1,734,345	3,288,104	3,185,593	2,995,263	804,306
附票	44,523	84,913	135,658	225,416	243,293	271,516	80,302
合計	8,204,514	13,973,111	21,106,120	31,896,087	35,697,595	39,961,751	11,935,068

※ 令和8年度の数値は、令和8年7月15日時点のもの

いつでも 早朝から夜(6:30~23:00)まで土日祝日も対応

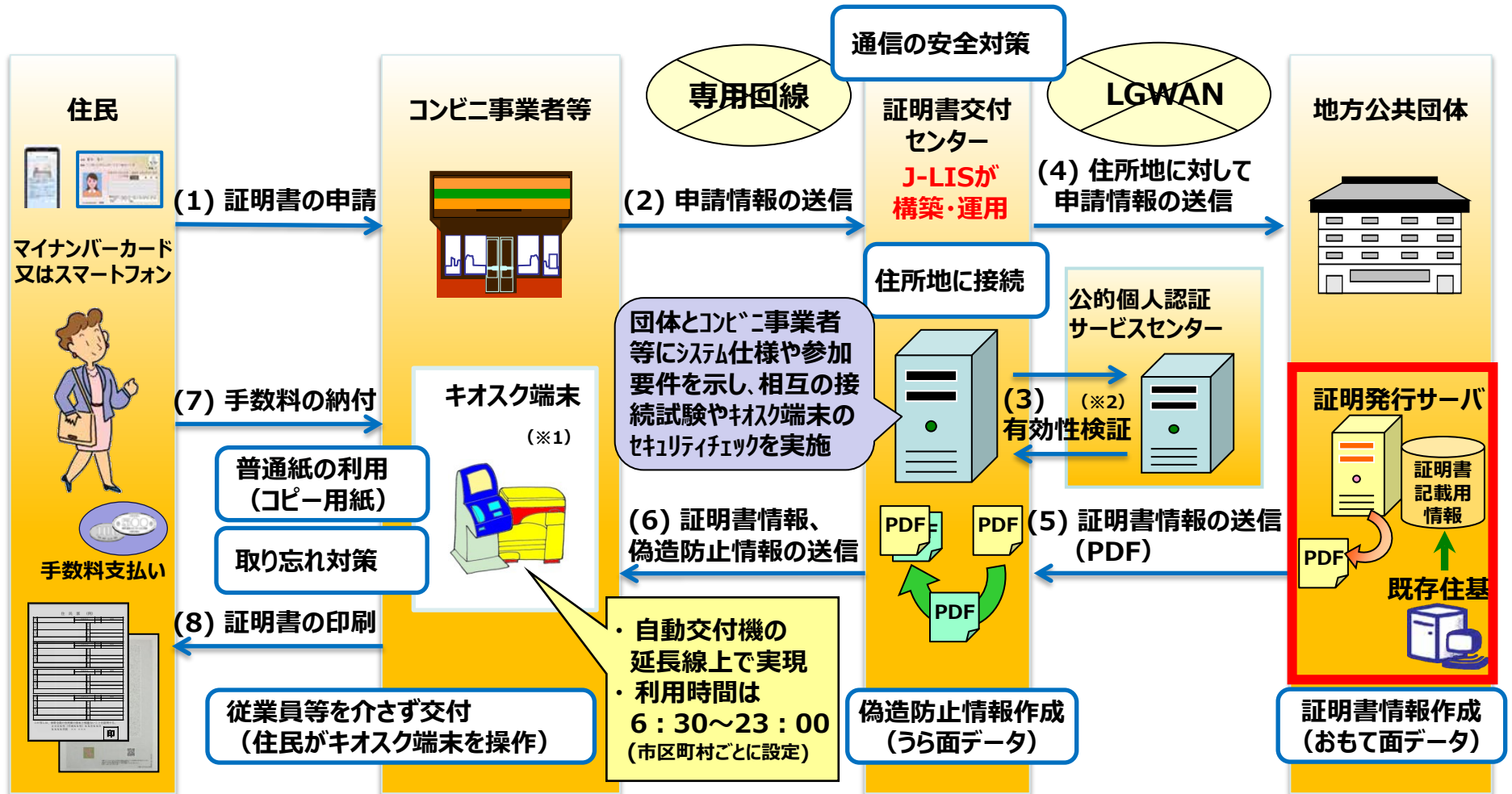
どこでも 全国の約56,000店舗で交付を受けられる

※コンビニ設置端末に限る

コンビニ交付サービスのシステム構成

お住まいの市区町村でなくても「いつでも・どこでも・すぐに」
ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

事業者が設置したキオスク端末を活用することによって、
行政サービスをより一層効率的に提供することが可能



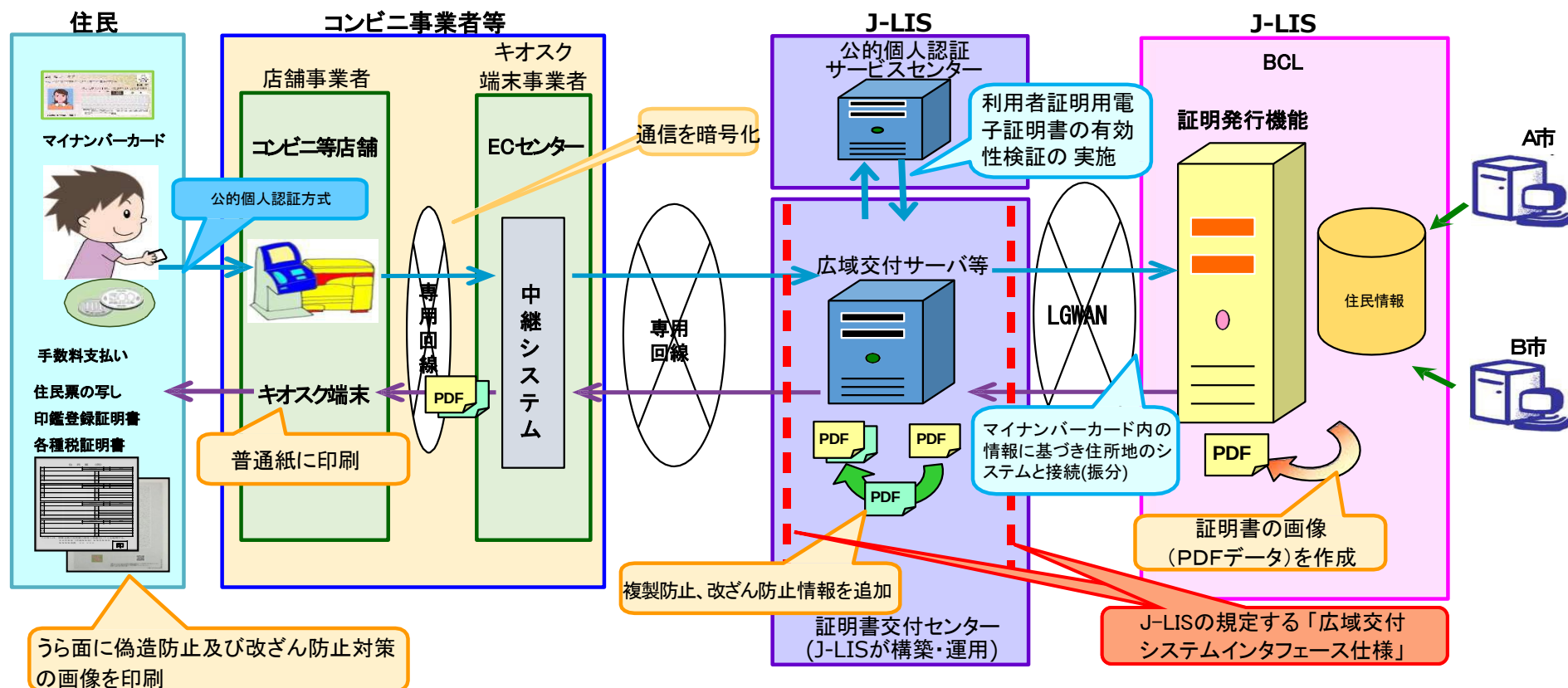
(※1) 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。

(※2) マイナンバーカードで公的個人認証方式利用の場合。

BCLを利用する場合のコンビニ交付サービスのシステム構成

BCLについて

- J-LISが構築する自治体基盤クラウドシステム（**Basic Cloud Systems for Local Government**）。
- 平成28年のマイナンバーカードの発行開始に伴い、コンビニ交付サービスの提供団体数が増加する一方、提供に必要なシステムを構築するための人的・財政的負担が課題となっている団体が存在。
- 団体が独自にシステムを構築することなくサービスを提供できるよう、J-LISにおいてBCL上に証明発行機能を構築し、証明書発行を行うサービスを開始（令和4年1月から本運用）。



コンビニ交付サービスに係る標準準拠システムと証明発行サーバの連携における課題

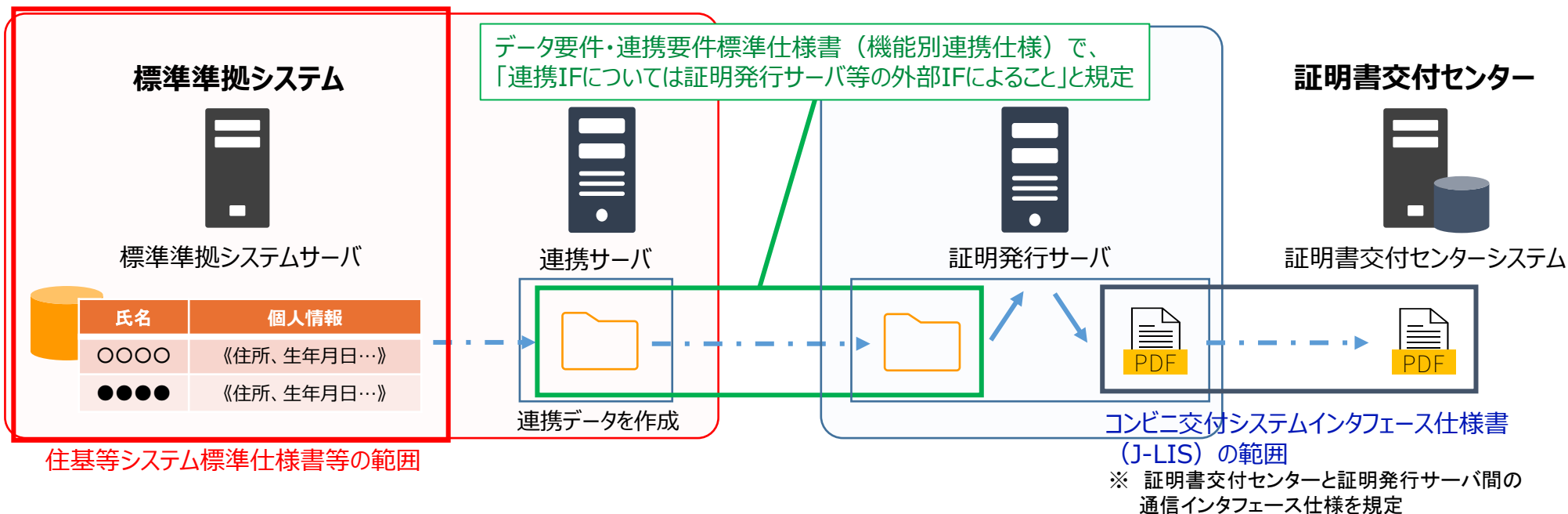
現状

- 標準準拠システム（住基・印鑑、税系、戸籍等）から証明発行サーバへの各種証明書に係るデータ連携について、標準準拠システムと他システム間の連携等を定めるデータ要件・連携要件標準仕様書（機能別連携仕様）において、「連携IFについては証明発行サーバ等の外部IFによること」と規定されている。
- 他方で、証明発行サーバについて、統一的なインターフェース（IF）は規定されていない。

課題

- 各種証明書のコンビニ交付のためには、証明発行サーバのIFに揃えたデータ連携を標準準拠システム（住基・印鑑、税系、戸籍等）側で行う必要があるが、特に両者で開発ベンダが異なる場合において、ベンダ間のIFの調整に大きな労力を要する場合があり、自治体職員の負担となっている事例がある。

（参考事例） 証明発行サーバ側と標準準拠システム側のデータレイアウトが異なることにより、ベンダ間でIFの調整が必要となったが、ベンダ間の調整不調により、別のベンダの変換ツールを導入することで対応せざるを得なかった。



データ要件・連携要件標準仕様書の関連規定

データ要件・連携要件標準仕様書とは・・・

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準準拠システムより出力するデータのレイアウト（データ項目名、型、桁数等の属性を定義したもの）【データ要件】や、標準準拠システムから、他の標準準拠システム及び標準準拠システム以外のシステムに対し、データ連携するための要件・機能【連携要件】を規定したもの

【外部システムとの連携に関する規定】

データ要件・連携要件標準仕様書（総論）【第4.1版】

1.2 データ要件・連携要件の標準の対象範囲

（3）標準準拠システム以外のシステムとの関係

② 外部システムとの関係

標準準拠システムと外部システムとの連携に当たっては、標準準拠システムのデータ要件・連携要件に関する標準化基準との整合性を確保しなければならない。

具体的には、連携要件の標準において、次のとおり規定する。

- (a) 当該外部システムにおいて、統一的なインターフェース仕様がある場合は、連携するデータ及び連携のためのインターフェースについては、「（連携する）外部システムに係る接続仕様書によること」と規定する。
- (b) 当該外部システムにおいて、統一的なインターフェース仕様がない場合は、「連携するデータ項目は、基本データリストに規定するデータ項目の範囲内で対応すること」と規定する。

<データ要件・連携要件標準仕様書（機能別連携仕様）>

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	対象データ
						備考
001a011	00	0010359	個人番号カードによる証明書等の交付に伴うコンビニ交付用証明発行サーバへの各種情報提供のための連携インターフェース		①住民記録システムが、②コンビニ交付用証明発行サーバに、③各種情報を、④提供する	連携インターフェースについては「証明発行サーバ等の外部IF」によること

質問事項への回答（1/2）

①コンビニ交付サービスの上記2つの方式（※）について、それぞれの導入団体数と証明書発行枚数（直近の実績値）をご教示ください。

（※） 地方公共団体情報システム機構が構築する証明書交付センターに各市区町村で構築する証明発行サーバを通じて連携させる方式と、自治体基盤クラウドシステム（BCL）の証明発行機能を活用する方式。

➡ 以下の表のとおりです。

	導入団体数（令和8年7月時点）	証明書発行枚数（令和6年度実績）
証明発行サーバ方式	1,111団体	30,932,473通
BCL方式	273団体	4,765,122通

②証明発行サーバと標準準拠システム間のインターフェース連携に係る上記の課題（※1）は、前者の方式（※2）を採用する市区町村の全てにおいて該当するものでは必ずしもないのではないかと考えておりますが、上記課題が必ずしも該当しない団体について、その要因として考えられるものをご教示ください。

③証明発行サーバと標準準拠システム間のインターフェース連携に係る上記の課題について、ベンダの見解を把握されていればご教示ください。

（※1） 証明発行サーバ側と標準準拠システム側のIFが異なる場合、それぞれのシステムのベンダ間の調整に大きな労力を要する場合がある。

（※2） 地方公共団体情報システム機構が構築する証明書交付センターに各市区町村で構築する証明発行サーバを通じて連携させる方式。

➡ 証明発行サーバと標準準拠システムが同一ベンダにより構築されておりインターフェース（IF）の調整が必要ない場合は、御指摘の課題が発生しないと考えられます。他方で、これらが異なるベンダ等により構築されている場合におけるIFの調整状況等については、今後、調査により実態を把握したうえで、必要に応じてベンダ等の見解を確認することを検討しています。

④証明発行サーバと標準準拠システム間のインターフェース連携に係る上記の課題の解消に向けて、どのような方策が考えられますか。

- ➡ 課題の解消に向けた方策の具体的な内容は、今後、様々な観点から総合的に検討する必要があると考えていますが、例えば、証明発行サーバの統一的なIF仕様を策定し証明発行サーバのIFの統一化を図るとともに、データ要件・連携要件（機能別連携仕様）において、当該IF仕様を証明発行サーバへデータ連携する際のIFとして明記することで、制度的に担保すること等が考えられます。

⑤上記④の考えられる方策について、どのような課題が考えられますか。

- ➡ 上記の方策は、標準準拠システムと外部システムとの連携について、調整に係る自治体・ベンダの負担軽減に資すると考えられる一方で、コンビニ交付サービスは既に実施されている取組であることから、IFの統一に当たっては、IFの統一がコンビニ交付サービスの提供に与える影響を踏まえつつ慎重に検討する必要があると考えています。

そのため、今後の検討に当たっては、

- ・ BCLを利用する場合も含めた、証明発行サーバの構築ベンダ等ごとのIFの相違点
- ・ 証明発行サーバと標準準拠システムが異なるベンダ等により構築される場合に行われているIFの調整方法
- ・ 標準準拠システムが出力するデータのレイアウト

等、全体像をしっかりと把握しながら、実行可能性にも留意しつつ総合的に検討していく必要があると考えています。